

2011年 JBCE報告書

2011年4月20日

在欧日系ビジネス協議会

Japan Business Council in Europe (JBCE)

*Rue de la Loi 82
Brussels, Belgium*

目次

1	2011年JBCE報告書の要点	1
1.1	日EU政府に対する提言.....	1
1.1.1	日EU共通の規制環境の構築と制度の調和に向けて.....	1
1.1.2	迅速な事業展開を支援.....	2
1.1.3	投資の成果に対する保障.....	3
1.2	EUに対する提言.....	4
1.2.1	EU経済の競争力強化.....	4
1.2.2	会社法.....	6
1.2.3	人の問題.....	6
1.2.4	税制.....	6
1.3	日本に対する提言.....	7
2	日EU政府に対する提言	8
2.1	禍を転じて新しい協力の時代とするために.....	8
2.2	日EU共通の規制環境の構築と制度の調和に向けて.....	8
2.2.1	経済統合協定.....	8
2.2.2	二カ国間貿易協定.....	9
2.2.3	ICT活用による貿易のセキュリティと円滑化の両立について.....	10
2.2.4	特許制度調和の推進.....	11
2.2.5	偽造品、模造品の取り締まりに関する協力の強化.....	11
2.2.6	ITA.....	11
2.2.7	ベター・レギュレーション.....	12
2.2.8	化学物質管理政策の共通化.....	12
2.2.9	省エネルギーに関する規制・ラベリング制度の調和.....	12
2.2.10	エネルギー効率向上のためのICTの利用.....	12
2.3	迅速な事業展開を支援.....	13

2.3.1	社会保障掛け金の二重払い解消	13
2.3.2	日-EU間の労働滞在許可証取得の簡素化、迅速化	13
2.3.3	個人情報保護-国際的データ転送	14
2.4	投資の成果に対する保障	15
2.4.1	二重課税の防止	15
2.4.2	移転価格税制	15
2.4.3	資本参加免税制度	17
3	EUの政策に対する提言	18
3.1	EU経済の競争力強化	18
3.1.1	Europe 2020とSingle Market Act	18
3.1.2	EU特許の実現	18
3.1.3	特許審査ハイウェイ	19
3.1.4	関税引き下げによる域内市場における競争の活性化	19
3.1.5	関税分類	20
3.1.6	偽造品対策の強化	20
3.1.7	CO2削減のためのインテグレートド・アプローチ	21
3.1.8	競争政策	21
3.1.9	消費者保護	21
3.1.10	新しい立法枠組における市場監視	22
3.1.11	環境、社会、ガバナンス (ESG) 情報の開示	22
3.1.12	REACH	23
3.2	欧州非公開会社法	24
3.3	人の問題	24
3.3.1	「企業内派遣者」に関する指令案	24
3.3.2	長期居住者に関する指令 (2003/109/EC) の導入状況	25
3.4	税制	25
3.4.1	共通連結法人税課税基礎 (CCCTB)	25

3.4.2	合併指令	26
3.4.3	移転価格税制問題	26
3.4.4	VAT	27
4	対日本政府	28
4.1	タックスヘイブン税制	28

1 2011年JBCE報告書の要点

本年のJBCE報告書は、去る3月11日に東北地方を襲った地震と津波により深刻な被害を受け、日本が困難に直面している時期に発表される。JBCEは、被害に遭われた方々に深く同情申し上げるとともに、迅速な回復を祈るものである。さらに、日本と日本人に対して、EU及びEU加盟国とその国民が示してくれた連帯の気持ちに対し、心より感謝したい。

同時に、JBCEでは、この大変不幸な出来事が、日本および日EU関係に大きな変化をもたらす引き金となる可能性を意識している。

第一に、被害を受けた経済社会の復興の必要性により、日本経済が急速にダイナミックかつ開放的となる可能性がある。

第二に、EUは、日本の復興への積極的な貢献の意思を示しており、日EU間のEPAへむけた交渉開始につながる可能性がある。

JBCEでは、来る日EU首脳会議において、EPAにむけた交渉開始が合意されることを強く願う。

さらに、交渉が開始された暁には、日EU間で、世界のモデルとなるような、開放的かつダイナミックな経済を実現するために、あらゆる困難を乗り越える気概で交渉に当たることを求める。

1.1 日EU政府に対する提言

1.1.1 日EU共通の規制環境の構築と制度の調和に向けて

- 日本とEUの間で協力を深化させ、共通の規制環境を創造することを提案する。その実現のため、関税の撤廃を含む経済統合協定の締結を検討することを提案する。
- 両国が他の国と締結する自由貿易協定が最大限の経済効果を生み出すよう、互いに協力すべきである。特に、ASEAN、インドとの自由貿易協定の締結交渉に関しては、最大限の経済効果を生み出すよう、互いに協力すべきである。
- 両政府は、ICTを活用して、貿易のセキュリティと円滑化を両立させるべくイニシアティブを發揮すべきである。具体的には、下記の事項を期待する。
 - 通関申告情報やマニフェスト情報等に関する政府間の電子的な情報交換の実現。

- 2010年6月のAEOプログラムの日EU間相互承認に続き、政府間の協力を強化することにより、AEOの具体的なベネフィットを導入。
 - 更なるステップとして世界共通のAEO基準策定に向けた日EUによるイニシアティブ発揮。
 - 日EU企業が、RFIDや生体認証技術などの新技術の実際的な応用の開発における協力を可能にし、新たな国際標準化の推進・普及を促進する、日EU間の枠組の創設。
 - 国際サプライチェーンのセキュリティ確保とオペレーションの効率化に寄与するモデルとなる、ICT利用の普及を促進。例えば、UCR単一貨物識別符号により、国際サプライチェーンのセキュリティを向上させ、可視化する、RFIDタグやセンサー、生体認証などの技術。
 - 情報格差縮小に向けた中小企業へのICT基盤の展開促進。
- 特許制度の国際的調和を早期に実現するよう努力すべきである。
 - 知的財産権の執行強化等を目的とする国際的な法的枠組みである、ACTA（国際模造品撲滅貿易協定）の最終テキストが2010年10月に合意されたことを歓迎する。両政府は、ACTA実現のため、継続して努力をすべきである。
 - 現在のITAの維持に注力すべきである。さらに、ITAの拡大に向けて協力すべきである。
 - ベターレギュレーションを一層推進すべきである。
 - 化学物質管理政策を共通化すべきである。
 - 省エネルギーに関する規制・ラベリング制度の調和をはかるべきである。
 - 欧州委員会は、「ICT for Energy Efficiency Forum」を支援し、積極的に参加すべきである。その中には、成果の宣伝普及も含まれるべきである。日本政府は、欧州委員会に協力し、世界的な協力を推進すべきである。

1.1.2 迅速な事業展開を支援

- すべてのEU加盟国と日本の間で社会保障協定を締結することにより、企業内派遣者の社会保障制度への二重加入（二重負担）問題の解消を求める。社会保障協定締結発効

までの暫定措置として、受け入れ国による一方的な免除あるいは帰国時に強制年金基金掛け金を全額払い戻しすべきである。

- 日-EU間のEIAにおいて、企業内派遣者の異動を大幅に自由化することを求める。
- 個人情報保護
 - 日本政府は、現在、消費者委員会個人情報保護専門調査会において行われている法改正も視野に入れた問題点についての審議の過程で、個人情報保護の国際的な側面、特にEU指令95/46/ECの下において、日本に同等性評価が与えられていない点に十分な注意が払われるようにすべきである。
 - 両政府は、その後、EU指令95/46/ECの下での同等性評価を、できるだけ早期に開始すべきである。
 - 並行して、日EU政府は、他の国及び国際機関との協力を強化し、国際的な制度構築を模索するための対話を開始すべきである。究極的には、世界各国の個人情報保護制度を整合させ、グローバル企業が一制度を遵守することにより、個人情報の移転を可能にすることを目指すべきである。
 - さらに、日EU政府は、クラウドコンピューティングのアプリケーションやサービスのような新技術の利用を巡る法律環境を改善し明確化すべきである。

1.1.3 投資の成果に対する保障

- EU加盟国政府と日本政府は、親子会社間の配当、関連会社間の金利、ロイヤルティの支払いに対する源泉税を廃止すべきである。
- EU加盟国政府と日本政府は、二カ国間租税協定を見直し、移転価格税制における対応的調整と仲裁を可能にする条項を導入すべきである。
- EU加盟国政府と日本政府は、日EU間およびEU加盟国間の移転価格に関する書類要件を調和、簡素化することにより、複数の移転価格税制に対応しなければならない企業の遵守コスト軽減に努めるべきである。
- EU加盟国政府と日本政府は、二国間、多国間APAの取得手続きを改善し、APA取得を容易かつ安価にすべきである。
- 直接投資を推進するために、事業投資から得られるキャピタルゲインに対し法人税非課税とする、投資資本参加免税制度を導入すべきである。

1.2 EUに対する提言

1.2.1 EU経済の競争力強化

- 「Europe 2020」を継続して支持する。特に、欧州委員会による単一市場を再発進させるための「Single Market Act」を支持する。EUは、「Single Market Act」で取り上げられている50提案を、2012年までに実現するために、最大限の努力をすべきである。
- EUで一元化された特許保護制度を創設するために、協力強化手続きが発動されたことを歓迎する。EUとEU加盟国に対し、一元化された特許制度と特許裁判制度をできるだけ早期に実現するよう求める。
- EU加盟国の特許庁に対し、特許審査ハイウェイに参加するよう求める。
- 域内産業の競争力強化のため、オーディオ・ビジュアル製品、乗用車等に対する関税の引き下げを求める。
- IT関連製品の関税分類決定に関し、問題の根本的な解決を図る方法を積極的に発案すべきである。
- オランダでは、最高裁判決でトナーカートリッジが化学品として認定されたため、6%の関税が賦課されている。HN関税分類では、トナーカートリッジは複写機の部品として認識されており、0%関税となっている。このような食い違いは、早急に解消されるべきである。
- EU及びEU加盟国が、EU内外において偽造品の取り締まりを強化、推進することを要望する。特に次の点を要望する。
 - 製品に関する情報提供の拡大、税官吏の実地トレーニングなど、正規品のメーカーや輸入者が協力を強化することで、通関当局は検査の効率を改善し、検査対象を拡大すべきである。
 - 偽造品の簡易輸入差し止め手続きを、すべての加盟国において完全に導入すべきである。
 - EUは、加盟国を通じて、偽造品の保管、輸送、破棄費用に対する財政的援助あるいは無償の援助を導入すべきである。

- CO2削減のため、全てのステークホルダーが一丸となって取り組むインテグレートッド・アプローチを支持する。
- 競争法違反の際の課徴金の賦課額等について、一層の明確化を求める。
- 消費者の権利に関する指令案では、次の点を考慮すべきである。
 - 保証期間は2年に限定すべきである。
 - 欠陥品を交換するか、修理するかの判断は、消費者ではなく、販売側が行うべきである。
 - 購入後6カ月以降は、たとえ保証期間中であっても、当初から欠陥があったことの立証責任は消費者に帰すべきである。
- 我々は、市場監視の調和に関する欧州委員会と加盟国の全般的な姿勢を支持する。また調和プロセスと各加盟国における市場監視の実施状況に関するすべての関連情報を公表することを求める。さらに、欧州委員会と加盟国に対し、市場監視を調和する枠組を作ることに、産業界が貢献できる機会を創ることを求める。
- 環境、社会、ガバナンス（ESG）情報の開示について、次の提言をする。
 - ESGの開示には、自由なアプローチを創るべきである。
 - グローバルな視点からEUワイドのアプローチを創るべきである。
 - 投資家、アナリストなどの情報ユーザーが、企業の非財務情報を理解し、企業評価に組み込むよう、推進し、動機付けするべきである。
- REACHに関し、次の提言をする。
 - 将来の登録に関しては、中小企業に関係するため、欧州化学品庁と欧州委員会は、産業界と共同して、手続きを容易にするための努力を強化するべきである。
 - 欧州委員会は開発途上国に対して、本規制を遵守するための教育やキャパシティ・ビルディングのための対策をさらに講じるべきである。また、本規制への遵守を求められるサプライチェーンの中に開発途上国企業が含まれている場合には、十分なリードタイムや猶予期間を設けることを考慮するよう求める。

- 成形品の中の物質についての通知が、2011年6月に開始されることに関し、ECHAのガイダンスに基づき、アーティクルの定義に合意していない6カ国も含めて、EUレベルでのREACHの一貫した施行を強く求める。

1.2.2 会社法

- 欧州非公開会社に関する理事会規則案の早期の採択を求める。

1.2.3 人の問題

- 「企業内派遣者」に関する指令案について、次の修正を行うことを提案する。
 - 指令案第16条3項で規定されている経営管理者、専門家のEUへの企業内派遣者としての派遣期間は、現行の指令案の3年ではなく、5年とすべきである。
 - 労働滞在許可証を任地国に赴任後に申請することを認めるべきである。
 - EU加盟国間の異動の際、新たな赴任国での労働許可証取得を不要とすべきである。
 - 配偶者に、許可証本人と同等あるいは同様の権利を入国時に自動的に与え、就労を可能にすべきである。
 - 企業内派遣者への同化政策の適用については、任意とすべきである。
- 長期居住者のステータスに関する指令2003/109/ECの、各加盟国における実施状況に関する欧州委員会報告書が2011年1月25までに発表されるはずであった。この報告書の早期発表を求める。
- 長期居住者のステータスに関する指令は、イギリス、アイルランド、デンマークには適用されない。イギリス政府は是正策を導入すべきである。

1.2.4 税制

- 2011年3月16日にEUの共通連結法人税課税基礎（CCCTB）理事会指令案が提案されたことを歓迎すると共に、早期に採択されることを願う。
- EUの共通連結法人税課税基礎によって次の事項を実現することを求める。
 - 国境を越えたグッドウイール移転の際の課税解消。

- CCCTB対象グループ内取引に対する独立企業間原則の不適用による移転価格税制問題の解消。
- 利益と損失の相殺。
- 合併指令（90/434/EEC）に関し、次の改正を求める。
 - 不動産取引税およびその他の無形財産の移転にまで繰延対象を拡大すべきである。
 - 課税繰延を受ける条件として一部の加盟国が課している株式の保有義務期間は、撤廃すべきである。
- 移転価格税制：企業がEU TPDを誠実に作成し、かつ期限内に提出した場合、文書化に関わる罰金のみならず加算税、延滞税を免責するよう、税務当局は約束すべきである。
- 欧州委員会がEUのVAT制度の見直しを開始したことを歓迎する。EU各国のVAT申告事務を一カ所に集中させることができる程度まで、制度を簡素化、統一すべきである。

1.3 日本に対する提言

- 2010年4月のタックスヘイブン対策税制改正を歓迎する。将来必要に応じ、適用税率と適用除外の範囲を見直すべきである。

2 日EU政府に対する提言

2.1 禍を転じて新しい協力の時代とするために

本年のJBCE報告書は、去る3月11日に東北地方を襲った地震と津波により深刻な被害を受け、日本が困難に直面している時期に発表される。JBCEでは、被害に遭われた方々に深く同情申し上げるとともに、迅速な回復を祈るものである。さらに、日本と日本人に対して、EU及びEU加盟国とその国民が示してくれた連帯の気持ちに対し、心より感謝したい。

同時に、JBCEでは、この大変不幸な出来事が、日本および日EU関係に大きな変化をもたらす引き金となる可能性を意識している。

第一に、被害を受けた経済社会の復興の必要性により、日本経済が急速にダイナミックかつ開放的となる可能性がある。JBCEでは、日本経済が、早晩回復し、一層開放的かつダイナミックな経済となると確信している。

第二に、EUは、日本の復興への積極的な貢献の意思を示しており、日EU間のEPAへむけた交渉開始につながる可能性がある。

3月24-25日に開催された欧州理事会（EUサミット）の結論では、次のように述べている。

「日本が非関税障壁や公共調達制限などの問題に取り組む用意があることを根拠として、自由貿易協定のための交渉開始の可能性を含めた、共通の課題を前進させ、日EU関係を強化させるために、来るべき日EU首脳協議を活用すべきである。」

JBCEでは、欧州理事会の結論を歓迎する共に、来る日EU首脳会議において、EPAにむけた交渉開始が合意されることを強く願うものである。

さらに、交渉が開始された暁には、日EU間で、世界のモデルとなるような、開放的かつダイナミックな経済を実現するために、あらゆる困難を乗り越える気概で交渉に当たることを求める。

2.2 日EU共通の規制環境の構築と制度の調和に向けて

2.2.1 経済統合協定

日本とEUが、協力のレベルを上げ、新しい段階に進むことにより、非常に多くのものを得ることができる、我々は確信している。

日EU政府は、これまでの規制緩和のための相互協力から一歩進め、日本とEUの間で制度を調和させ、共通の規制環境を創造するべきである。

規制緩和はこの目的達成のための重要な手段であり、日EU政府は、規制緩和に関する我々の提言を取り上げ、実施して欲しい。しかしながら、世界経済におけるリーダー国である日本とEUにとって、規制緩和をそれぞれが追求するだけでは不十分で、他の国々の模範となるような政策を創造することで、世界経済をリードすべきである。

米国とEUの間でも類似のイニシアティブが行われているが、我々は、この共通の規制環境を構築するというイニシアティブは、世界経済におけるリーダー国にとって重要な政策的進歩であると考えます。リーダー国は、持続可能な成長を阻害する関税、不必要な規制、貿易障壁を取り除き、世界経済の繁栄をめざすためにリーダーシップを発揮するべきである。

- JBCEでは、日本とEUとの間で通常自由貿易協定や経済連携協定の枠組みを越えた、経済統合協定の締結を検討することを提案する。経済統合協定は、双方が構造改革を推進することを通じて、貿易と投資に関わる関係の深化をもたらすものでなければならない。
- 経済統合協定には、次のテーマを含めることを検討すべきである。
 - 規格基準及び認証手続きの調和
 - 製品の認証の相互承認
 - 機能的に同等な規制の相互承認
 - 競争ルール
 - 投資ルール
 - サービス
 - 政府調達
 - 知的財産権の保護

2.2.2 二カ国間貿易協定

EUと日本はそれぞれアジアを始めとする関係諸国とのFTAを積極的に推進している。

我々は二カ国間貿易協定を支持するが、両政府はWTOの下での多国間貿易協定を実現するために最大限の努力を払うべきである。

ASEAN諸国、インド、EU、日本は、それぞれ経済的に密接な関係にある。日本とEU政府はすでいくつかの国とFTA交渉を開始している。両国の取り組みが相互に矛盾したものにならないよう、かつ、両国の締結するFTAが総合的に最大限の経済効果を生み出すことができるよう、両国は互いに協力すべきである。

2.2.3 ICT活用による貿易のセキュリティと円滑化の両立について

米国同時多発テロ以降、国際貿易に関する世界的なセキュリティ強化は、企業に安全なオペレーション実現のための経営資源の負担を強いると同時に、国際サプライチェーン全体の円滑化を阻害する要因となりつつある。世界税関機構（WCO）における「基準の枠組み」等に基づき、世界各国でAEO制度や、船積前事前データ提出義務等の制度構築が進められている。しかしながら、要求される船積前事前データや、AEO認定の手続き・基準は必ずしも共通のものではなく、また過度な規制強化の傾向も見受けられ、日、EUのグローバル展開企業にとっては、こうした各国間の制度的差違に伴う、企業負担の増大や円滑化阻害が懸念される。特に世界的な景気後退が進行中の昨今の経済環境下においては、新たな非関税障壁として、グローバルな経済活動を停滞させる要因にもなりかねない。

こうした環境下、日、EUは協力して、セキュリティと円滑化の両立並びに、官民オペレーションの効率化を実現するための国際的な制度調和と運用に率先して取り組むべきである。特に、制度の運用と官民オペレーションを支えるICTの活用、普及促進を通じて、安全かつ革新的な国際サプライチェーンの実現を目指すべきである。具体的には下記の政策が期待される。世界的な景気後退の環境下、日EUが貿易のセキュリティと円滑化の両立に向けたイニシアティブを発揮し、その実現手段としてICT活用を強力に推進することが、貿易の円滑化は勿論、国際サプライチェーンの新たなイノベーションに寄与するものと考えられる。具体的には、下記の事項を期待する。

- 通関申告情報やマニフェスト情報等に関する政府間の電子的な情報交換の実現。
- 2010年6月のAEOプログラムの日EU間相互承認に続き、政府間の協力を強化することにより、AEOの具体的なベネフィットを導入。
- 更なるステップとして世界共通のAEO基準策定に向けた日EUによるイニシアティブ発揮。
- 日EU企業が、RFIDや生体認証技術などの新技術の実際的な応用の開発における協力を可能にし、新たな国際標準化の推進・普及を促進する、日EU間の枠組の創設。

- 国際サプライチェーンのセキュリティ確保とオペレーションの効率化に寄与するモデルとなる、ICT利用の普及促進。例えば、UCR単一貨物識別符号により、国際サプライチェーンのセキュリティを向上させ、可視化する、RFIDタグやセンサー、生体認証などの技術。
- 情報格差縮小に向けた中小企業へのICT基盤の展開促進。
- これらの普及促進に向けた強力な政策的インセンティブの付与。

2.2.4 特許制度調和の推進

世界的な特許権の迅速な付与と保護を改善するための国際的な特許システムの合理化及び調和は重要であり、特許制度調和の早期実現を強力に推進することを求める。

2.2.5 偽造品、模造品の取り締まりに関する協力の強化

日本とEUは、偽造品、模造品の取り締まりに関し、これまで以上に協力を密にすべきである。特に、偽造品、模倣品取締まりのための、知的財産権の執行強化等を目的とする国際的な法的枠組みであるACTA（国際模造品撲滅貿易協定）の実現のために最大限の努力をすべきである。

- ACTA（国際模造品撲滅貿易協定）の最終テキストが2010年10月に合意されたことを歓迎する。両政府は、ACTA実現のため、継続して努力をすべきである。

2.2.6 ITA

我々は、最も成功した通商協定の一つであるITA（情報技術協定）を、維持することを明白に支持する。ITAによってもたらされた情報技術製品の市場アクセス機会の増大は、世界中で、イノベーション、消費者利益、生産性、貿易、投資、そして経済成長へとつながった。ITA加盟各国は、ITA対象製品に対する関税をとり除く義務がある。しかしながら、我々は、本来ITAの対象であるべき製品が有税扱いに再分類されることを懸念しており、実際、新たな融合技術を用いたいくつかのITA対象製品が既に関税ゼロのステータスを失っている。

ITA加盟各国は、情報技術製品に対する市場アクセス機会を常に増大させることを考えなければならない。市場開放に関する合意内容とその精神は維持されなければならないし、ITA対象製品の関税削減という約束事項は遵守されなければならない。両国政府は、現在のITAの維持をできるだけ早く実現することにまず注力する必要がある。さらに、次のステップとして、ITAの拡大に向けて協力すべきである。

2.2.7 ベター・レギュレーション

既存の規制を見直す場合でも、新たな規制を制定する場合でも、経済や産業の競争力を維持し、強化していくという観点からの検討が重要であり、**Stakeholder Consultation** や **Impact Assessment** 等の所定の手続きが適切に履行される必要がある。また、そうした規制に対応するための負担を社会全体で担う **Integrated Approach** も極めて重要である。我々は、日EU政府によるこうしたベター・レギュレーションの一層の推進を期待する。

2.2.8 化学物質管理政策の共通化

REACH、RoHSなどの化学物質管理政策はグローバル・サプライチェーンに影響を及ぼす。このため日EU政府は、実効のある規制を行うとともに、産業界の対応コストを下げるべく、禁止・制限物質の共通化、リスク評価手法の共通化、評価データの共有等を検討すべきである。また、途上国企業が的確な対応を果たせるよう、産業界とも共同し、サプライチェーン管理の支援政策を実施すべきである。

2.2.9 省エネルギーに関する規制・ラベリング制度の調和

ICT製品をはじめとする国際的に流通する製品の省エネルギーに関する規制とラベリング制度が日本とEUの間で異なることは、ビジネスにとって負担が大きい。また追加コストは製品価格の上昇を通じて両国の消費者が負担することになる。

なお、ラベリング制度と省エネルギーに関する規制は目的が異なるため、対応が異なってもよいという見解もある。しかし製品の省エネルギーを目的としている点では同じはずである。国際エネルギースタープログラム等のラベリング・スキーム、IEC/TC108（プリンター、PC）、IEC/TC100（薄型テレビ）、CEN/TC113（エアコン）等の既存の規格、ラベリング制度に即した形で、少なくとも、製品の試験方法、製品の使用方法の考え方は統一すべきである。

2.2.10 エネルギー効率向上のためのICTの利用

ICTは、成長分野であるだけでなく、他の産業の近代化の原動力の一つである。例えば「ICT for Energy Efficiency Forum」は、この目的達成に重要な役割を果たすと思われる。

そのために、我々は欧州委員会に対し、「ICT for Energy Efficiency Forum」を支援するだけでなく、重要事項の一つとして、積極的に参加することを求める。欧州委員会の支援には、成果を関連する産業・公共部門へ宣伝普及することも含まれるべきである。さらに我々は、日本政府に対し、欧州委員会に協力し、世界的な協力を推進することを求める。

2.3 迅速な事業展開を支援

2.3.1 社会保障掛け金の二重払い解消

日EU間で派遣される従業員の社会保障制度に対する掛け金の二重払いは、投資を抑制する。

企業が社員を一定期間国外に派遣する場合、派遣元の国における社会保障制度への加入、特に年金への加入を継続することが多い。派遣先の国において社会保障制度への加入が義務づけられている場合、掛け金を二重に支払うことになる。掛け金の二重払いは企業および従業員にとって不必要かつ重い負担である。日本とEU加盟国の間で締結が拡大している社会保障協定は、数年以内の派遣者について二重加入の問題を解消する。さらに年金の通算規定が含まれている場合、締結相手国に長期間滞在する者の年金通算を可能にする。すでに、ドイツ、イギリス、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ共和国、スペイン、アイルランドの8EU加盟国と日本の間の社会保障協定が発効している。また、イタリアと日本との協定は署名された。さらにハンガリー、ルクセンブルクと日本の間で交渉が進行中で、スウェーデン、スロバキア、オーストリアと日本の間で交渉のための準備が行われている。

JBCEとしては、日本とEU加盟国の間の社会保障協定が拡大していることを歓迎する。

日本政府並びにEU加盟国政府は、社会保障協定締結国拡大に向け、一層の努力を期待する。しかしながら社会保障協定の交渉、締結、批准には数年を要する上、担当者の人数に限られているため、日本と全EU加盟国27カ国の間で、協定を結ぶためには、長期間かかるかと予測される。さらに日本人居住者が少ないEU加盟国との間の協定は、結ばれない懸念もある。

- 日本政府とEU加盟国政府は、日本と全EU加盟国の間の社会保障協定締結に向けて一層努力すべきである。
- また、暫定措置として、日本政府とEU加盟国政府は、受け入れ国による一方的免除あるいは帰国時の強制年金掛け金の全額払い戻しを実施すべきである。

2.3.2 日EU間の労働滞在許可証取得の簡素化、迅速化

国際企業にとって、幹部要員の迅速な派遣は、事業の円滑・効率的な経営に不可欠である。日EU間の企業内派遣者に対する労働滞在許可証取得の要請は、実質的な必要性に基づいているというよりも、形式上の必要性に過ぎないといえるが、その一方で、企業、派遣者、家族に対する制約、負担は無視できないものがある。日EU間の労働滞在許可証取

得手続を簡素化、迅速化することは、企業だけでなく、受け入れ国側のリソースの有効利用にもつながる。このため、日-EU間の経済統合協定の中で、下記の自由化構想を導入し、企業内派遣者の迅速な派遣を実現すべきである。

- 企業グループの本社と派遣先加盟国との間で枠組合意（以下、枠組雇用許可）を結び、企業内派遣者数の上限を定める。この上限内であれば、個別の労働許可証取得を不要とし、自由に派遣することを認める。
- 企業グループ本社が複数のEU加盟国で事業を行っている場合、事業を行っている加盟国すべてと枠組雇用許可を結べば、その枠内で、EU加盟国間の異動が、労働許可証を取得することなく可能になる。

2.3.3 個人情報保護－国際的データ転送

今日、多くの企業は、世界中に事業組織を拡げており、そのような企業の本社では、企業グループ全体に及ぶ適切なコンプライアンスおよびガバナンス体制の設計、施行がおこなわれている。個人情報の保護は、本社によって管理され、グループ企業全体に施行されなければならない、重要な課題の一つである。

さらに、これらのグローバル企業は競争に常にさらされており、コンプライアンスの強化と並行して、効率化やコストダウンの必要性に迫られている。殊に、現在の経済的状況下では、コストダウンによる競争力の維持は重要である。

JBCEの究極の希望は、世界各国の個人情報保護制度を整合させることにより、一制度の遵守を基に、グローバル企業内で国境を越えた個人情報の移転を可能ならしめることである。複数の個人情報保護制度を遵守しなければならない場合、付加価値を生まないコスト増であるというだけでなく、ひとつのグローバル組織の中で、同一の問題に複数のルールが適用されるという事態につながるリスクがある。

EUの個人情報保護指令Directive 95/46/ECは、加盟国に対し、EU外の国に個人情報を転送する際には、特定の例外を除き、指令と同じレベルの十分な保護がなされている場合のみ認めるよう求めている。現在、日本の制度は、EU指令に照らし、十分な保護レベルであるとは見なされていない。このため、日本とEU両方で事業を行うグローバル企業には、2つの個人情報保護制度を遵守するか、EUから日本への個人データの転送を行わないか、の選択肢しかない。

日本とEUの間の国際データ転送に関する規制は、高付加価値サービス提供のための環境を改善するため、一本化されるべきであり、企業にとって信頼性が高く、かつ費用対効果に優れた制度を日EU間で創ることを目標とすべきである。

このような事業環境実現のため、日EU政府に対し、次の提言を行う。

- 日本政府は、現在、消費者委員会個人情報保護専門調査会において行われている、法改正も視野に入れた問題点についての審議の過程で、個人情報保護の国際的な側面、特にEU指令95/46/ECの下において、日本に同等性評価が与えられていない点に十分な注意が払われるようにすべきである。
- 両政府は、その後、EU指令95/46/ECの下での同等性評価を、できるだけ早期に開始すべきである。
- 並行して、日EU政府は、他の国及び国際機関との協力を強化し、国際的な制度構築を模索するための対話を開始すべきである。究極的には、世界各国の個人情報保護制度を整合させ、グローバル企業が一制度を遵守することにより、個人情報の移転を可能にすることを目指すべきである。
- さらに、日EU政府は、クラウドコンピューティングのアプリケーションやサービスのような新技術の利用を巡る法律環境を改善し明確化すべきである。JBCEでは、このような法律環境の改善によって、現状の規定に基づく個人情報の保護レベルを維持しつつ、新しい技術発展の利用が支援推進されると考える。

2.4 投資の成果に対する保障

2.4.1 二重課税の防止

日・EU間の直接投資を促進するためには、外国投資に関わるリスクに報いる政策が重要である。特に利益に対する二重課税の回避は必須である。2カ国間租税条約などを通じた措置はすでに導入されているが、なお改善の余地がある。

日本とEU加盟国は、2カ国間租税条約を見直し、25%以上の持株関係がある親会社に対する配当源泉税免除、関連会社間の金利、ロイヤルティ支払いに対する源泉税免除を実現すべきである。

特に、日独間の租税条約は早急に見直すべきである。

2.4.2 移転価格税制

移転価格税制についての主要国の考え方は、OECDガイドラインによって、相当収斂してきているが、移転価格税制を遵守するための作業、特に複数の国に対応する作業が繁雑で、コンプライアンス・コストは企業の負担になっている。

さらに市場規模を考慮すると、日EU間取引にかかわるコンプライアンス・コストは、日米間取引のコンプライアンス・コストよりも相対的に大きくなる可能性がある。EU加盟国27カ国の各市場は、日本あるいは米国市場よりも小さいにもかかわらず、各国が独立した課税権を持っており、さらに欧州事業においては、市場統合に対応するため、欧州本部と販売子会社のように、複数の加盟国における事業が一取引に関わるケースが増えているためである。

移転価格に関する将来リスクを最小化するために、APA（事前確認制度）が急速に拡大しているが、国によって条件が異なるため、企業はすべての関与国における条件に対応しなければならず、そのための準備コストの負担は大きい。欧州事業においては、販売子会社と、物流・財務などの機能を集約した欧州本部のように、複数の加盟国における事業が一取引に関わるケースが増えている。そのような場合、リスクを最小化するためには多国間APAの締結が必要である。しかしながら多国間APAはEU加盟国間においても始まったばかりで、取得のために必要なコストおよび経営資源を考慮すると、容易には利用できない。

日本とEU加盟国政府は、OECDにおける協力を強化すべきである。さらに、下記の日EU間特有の問題に関しては、二カ国間の改善を図るべきである。

- 二カ国間租税条約を見直し、対応的調整と仲裁を可能にする規定を導入すべきである。
- 企業の移転価格税制遵守コストを削減するために、日-EU間およびEU加盟国間の書類要件と解釈を簡素化する方向で統一するべきである。

ガイドラインは、要件の簡素化を重視した上で、要件の統一を図る方向で日-EU間のベスト・プラクティスを確立し、その上で、日本と各加盟国に普及させるべきである。

- 日本とEU加盟国間の双務、多国間のAPA取得手続きを改善することで、取得を容易にし、コストを削減すべきである。特に、以下の点に考慮すべきである。
 - 双務、多国間のAPA取得手続きに関する専門家の養成を積極的に行い、経験を蓄積することで運用の円滑化を図るべきである。
 - 日EU間における双務、多国間APA取得手続きに関するガイドラインを確立すべきである。そのようなガイドラインをすべての加盟国と日本が適用すれば、日EU間で統一されたAPAの取得手続きが実現するはずである。

2.4.3 資本参加免税制度

直接投資を支援するためには、事業への投資から得られる受取配当および売却時の株式譲渡利益を、法人税非課税とする投資資本参加免税制度が有効である。

投資資本参加免税制度には、日本やEUを経由して、アジアなどへの投資を促進する効果も期待できる。

3 EUの政策に対する提言

3.1 EU経済の競争力強化

3.1.1 Europe 2020とSingle Market Act

「Europe 2020」を継続して支持する。特に、欧州委員会による単一市場を再発進させるための「Single Market Act」を支持する。

- 単一市場のEUおよび「Europe 2020」にとっての重要性を繰り返し述べたい。
- 単一市場の潜在力実現により、成長と雇用機会を一層増大させることができると思われる。
- 国際的な規制の調和が欠けていることが国際貿易の主要な障害であるという点について、欧州委員会に同意する。EUは、規制緩和を先にすすめ、国際的に共通な規制環境を創設することを目的とすべきである。
- EUは、「Single Market Act」で取り上げられている50提案を、2012年までに実現するために、最大限の努力をすべきである。

3.1.2 EU特許の実現

EUの知的財産権・工業財産権保護制度は、従来各国別の制度となっていたが、商標権と意匠権についてEUとして統合された制度が、加盟国別の制度と並立する形で確立されている。EU特許は実現していない。

JBCEでは、欧州委員会が「Towards a Single Market Act」(COM(2010) 608 final/2)の中で、欧州議会と理事会は、2014年に最初のEU特許が認可されることを目標に、EU特許制度と言語および統合された裁判制度に関する提案を採択するために必要な手続きを取るべきであると提案していることを歓迎する。

さらに、EUで一元化された特許保護制度を創設するために、2011年3月10日に、協力強化手続き発動を理事会が認めたことを歓迎する。

- JBCEでは、EUとEU加盟国に対し、EUで一元化された特許制度と特許裁判制度をできるだけ早期に実現するよう求める。

3.1.3 特許審査ハイウェイ

特許審査ハイウェイ（PPH）は、第1庁で特許可能と判断された出願について、第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。従って特許審査ハイウェイは、国際的な特許出願人にとって、有利な制度である。

欧州特許庁(EPO)は、日本国特許庁(JPO)および米国特許商標庁（USPTO）と二国間の特許審査ハイウェイ試行プログラムを実施している。日本国特許庁と米国特許商標庁は2008年から二国間の特許審査ハイウェイを実施している。

■ JBCEでは、EU加盟国の特許庁に対し、特許審査ハイウェイに参加するよう求める。

3.1.4 関税引き下げによる域内市場における競争の活性化

EUでは競争力強化が必要な国際競争の最先端の分野においても、一部製品に高関税を課して、域内産業を保護しているよう見受けられる。その結果、EUが目標として掲げている産業競争力強化につながらないどころか、競争力を弱体化する要因となっている。さらに、その過程でユーザー、消費者が高い代償を払うことになり、一層の悪循環をもたらしている。EUがEU経済の国際競争力強化を実現するために、欧州委員会およびEU加盟国はこれらの分野における高い関税率の大幅な引き下げを断行すべきである。

JBCEでは、特に次の分野での関税引き下げが、EU経済の国際競争力強化に貢献すると考える。

■ オーディオ・ビジュアル製品

情報技術、通信、オーディオ・ビジュアルのダイナミックな融合が進んでいる。ユーザー、消費者がこの分野における技術革新の成果をいち早く享受し、さらにこの分野の世界的な発展に貢献するためには、オーディオ・ビジュアル製品の急速な普及は必須であるが、現在の14%に及ぶ高い関税率は、この足かせになっている。

■ 乗用車

自動車産業は、EU産業の重要な部分を構成している。自動車産業界はEU内のみならず世界的に供給過剰の傾向にあり、自動車産業界における合理化、再編は不可避である。EUでは、乗用車に10%の高い関税を課すことで、EU内の自動車産業の再編を遅らせ、国際競争力強化を妨げている。

3.1.5 関税分類

関税分類はHS条約ルールに基づいて行われなければならない。しかしながらHS条約ルールは、IT製品と非IT製品の技術的融合が行われた電気電子製品などに関しては、明確な分類方法を定めていないことも事実である。

このような状況により、解釈および関税分類は益々複雑困難になり、企業にとって、透明性、予見性、迅速さが損なわれている。

- EUは、実質的な解決に向けてリーダーシップを継続して発揮すべきである。
- オランダでは、最高裁判決でトナーカートリッジが化学品として認定されたため、6%の関税が賦課されている。HN関税分類では、トナーカートリッジは複写機の部品として0%関税となっている。このような食い違いは、早急に解消されるべきである。

3.1.6 偽造品対策の強化

- EUに対し、知的財産権の執行に関する指令（2004/48/EC）の改正などを通じ、EU内外における偽造品、海賊品に対する取り締まりをすべてのEU加盟国において強化することを求める。
- EUの通関において、当局が実際に検査を行う物品の割合は、リソースが限定されているため、ごくわずかである。このため、偽造品の相当部分が、税関を通過している。製品に関する情報提供の拡大、税官吏の実地トレーニングなどを通じ、正規品のメーカーや輸入者が協力を強化することで、通関当局は検査の効率を改善し、検査対象を拡大すべきである。
- 偽造品の簡易輸入差し止め手続きは、すべての加盟国において完全に導入されたわけではない。その結果、費用と時間がかかる手続きを取らねばならず、またその手続きが必ずしも成功するわけではない。偽造品の簡易輸入差し止め手続きを、すべての加盟国において完全に導入すべきである。
- 没収された偽造品の保管、輸送、破棄の費用は、正規品の輸入者が負担しなければならない。その結果、通関時の偽造品対策をあきらめる企業もあるかも知れない。しかしながら、偽造品は、健康と安全を脅かすリスクがあり、さらに、加盟国は、税関によって没収された偽造品を破壊し、EU市場に流通させない義務がある。EUは、加盟国を通じて、財政的援助あるいは無償の援助を導入すべきである。

3.1.7 CO2削減のためのインテグレートド・アプローチ

欧州議会理事会規則(EC) No 443/2009は、2009年4月23日に採択された。この規則では、低負荷用車両からのCO2排出を減らすためのEUのインテグレートド・アプローチの一環として、新車のCO2排出基準を定めている。自動車からのCO2排出削減のためには、自動車メーカーの努力による自動車単体の技術的な改善が求められるのは勿論のことだが、それ以外にも道路や交通流の改善、燃料の改良、運転者へのエコドライブ教育、低燃費車普及のための政府の財政支援策など、全てのステークホルダーが一丸となって取り組む必要がある。我々は、Integrated Approach と呼ばれるこうした社会全体での取り組みを支持する。また情報通信技術産業などとの産業横断的な協力を推進すべきである。

3.1.8 競争政策

競争法違反に対する課徴金の賦課額等については、ガイドラインを通じて一定の明確化が図られている。しかし、「Europe 2020」の目指す経済成長達成の観点から、企業の事業展開に萎縮効果が生じないように、一層の明確化を図ることを要望する。

3.1.9 消費者保護

EUにおいて、消費者製品の保証に関し統一されたコンセプトがあるとはいえ、加盟国間の施行上の違いは大きい。特に北欧諸国で違いが大きい。保証に関するルールを一層調和することで、規模の経済のメリットが得られ、ひいては消費者にも恩恵が及ぶ。

現行のEUの消費者保護ルール、すなわち消費者保護に関する4指令：(i) 製品の販売と保証(99/44/EC)、(ii) 不当な契約条項(93/13/EC)、(iii) 通信販売(97/7/EC)、(iv) 訪問販売(85/577/EC)の見直しは、消費者の権利に関する指令案の下に行われている。新しい指令では、次の点を考慮すべきである。

- 保証期間は2年に限定すべきである。
- 欠陥品を交換するか、修理するかの判断は、消費者ではなく、販売者側が行うべきである。
- 購入後6カ月以降は、たとえ保証期間中であっても、当初から欠陥があったことの立証責任は消費者に帰すべきである。

3.1.10 新しい立法枠組における市場監視

製品の販売に関する認定と市場監視の要件を定めた規則765/2008/ECと、製品の販売に関する共通の枠組を定めた決定768/2008/ECが2008年に採択された。同規則は2010年1月1日より適用されている。

同規則と決定は、現行のセクター別の法令において欠けている要素、すなわち認定と市場監視を扱い、補完している。現行の法令は、改正される際に、本決定に基づいて修正される。この、いわゆる新しい立法の枠組の目的は、透明かつ調和された市場監視と認定をすべての事業者に対し導入することである。本決定では、定義、事業者の定義、トレーサビリティに関する規定、セーフガードについて定めている。加盟国当局は、市場監視プログラムを策定し、2010年1月1日までに欧州委員会に通知をすることになっている。

我々は、市場監視の調和に関する欧州委員会と加盟国の全般的な姿勢を支持する。調和は製品の公正な動きに関する第一歩である。我々は、欧州委員会と加盟国に対し、調和プロセスと各加盟国における市場監視の実施状況に関する、すべての情報を公表することを求める。さらに、欧州委員会と加盟国に対し、市場監視を調和する枠組作りにより、産業界が貢献できる機会を創ることを求める。

3.1.11 環境、社会、ガバナンス（ESG）情報の開示

JBCEは、CSRに対する欧州委員会の方針を、完全に支持する。特に、EUの政策がEUの国境を越えて与える影響と、持続的な成長という共通ゴールを達成するため、CSRの潜在的な力を企業が利用することを推進するために、他の国家をコーディネートする役割をEUが担うこと、に対する関心が高まったことを支持する。また、欧州委員会が環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する開示について、すべてのステークホルダーが関与する対話を押し進めながら、透明性を向上させるために尽くした最近の努力を強く支持する。

しかしながら、異なる規模、ビジネスセクター、組織構造を持つ企業に対して、業績定量指標（KPI）に基づいて報告する義務が負わされる可能性があることに対し、懸念を表明している。企業の価値創造ドライバーは、企業によって異なり、万能のパラメーターによって表現することはできない。

従って、我々は欧州委員会に対して、次の提言を行う。

- ESGの情報開示には、自由なアプローチをとるべきである。

幅広く定義された任意のESG開示選択肢の中で、企業に選択の自由を認めるというのが、最も有効なアプローチであり、企業の競争力とイノベーションを強化するという

「Europe 2020」の目標とも一致している。あらかじめ決められた定量的な業績指標（KPI）を企業に強制するという代替案は、ビジネスの多様性という現実を無視し、報告書の正確さを損ない、CSRのアプローチにおけるイノベーションを抑制する。

- グローバルな視点からEUワイドのアプローチをとるべきである。

グローバルな視点からのEUワイドのアプローチは、持続可能な成長に対する有意義な戦略を創る。範囲や内容について、27加盟国で多様な開示要件が定められた場合、CSRには有意義な価値を加えないにもかかわらず、欧州の企業の負担を増やす可能性がある。グローバルな視点と合致するアプローチを採ることで、EUは、多国籍企業に対し、低炭素化と繁栄の実現に専念することを容易にし、Europe 2020の目的を効果的に達成できるであろう。

- 投資家、アナリストなどの情報ユーザーが、企業の非財務情報を理解し、企業評価に組み込むよう推進し、動機付けするべきである。

多国籍企業がCSR戦略を立案、実施する方法は、事業活動を行っている場所の政治、社会、文化、企業の影響にされる。EUは投資家、アナリストの教育を強化すべきである。

3.1.12 REACH

化学品の登録・評価・認可・規制に関する欧州議会理事会規則（REACH）は、2007年6月から施行されている。REACH施行後、企業、公衆に対するREACHに関する情報提供など多くの機能が欧州化学品庁（ECHA）に移行された。

2010年の化学品の登録に関する最初の期限は、すべてのステークホルダーの貢献により、通過することができた。この際の経験から、サプライチェーンを通じた情報交換の重要性や困難など、多くのことを学んだ。

- 将来の登録に関しては、中小企業に関係するため、欧州化学品庁と欧州委員会は、産業界と共同して、手続きを容易にするための努力を強化するべきである。
- 欧州委員会は開発途上国に対して、本規制を遵守するための教育やキャパシティ・ビルディングのための対策をさらに講じるべきである。また、本規制への遵守を求められるサプライチェーンの中に開発途上国企業が含まれている場合には、十分なリードタイムや猶予期間を設けることを考慮するよう求める。

- REACHに基づき、成形品中の物質に関する通知が、2011年6月に開始されることが懸念事項となっている。企業はこの規制を遵守するよう最善の努力を行っている。JBCEは、EUに対し、ECHAのガイダンスに基づき、アーティクルの定義に合意していない6カ国も含めて、EUレベルでのREACHの一貫した施行を強く求める。

3.2 欧州非公開会社法

欧州委員会では、欧州非公開会社（SPE: *Societas Privata Europaea*）に関する理事会規則案を2008年6月に提案した。同規則案では、2010年7月1日からSPE設立を可能にするとしていた。

JBCEでは、欧州非公開会社法の遅滞なき採択を要望する。

欧州非公開会社法は、次の事項を実現すべきである。

- 設立、運営が容易で、コストがかからない。
- 柔軟な会社組織、運営手続きを可能にする。
- EU内で統一された制度である。

3.3 人の問題

3.3.1 「企業内派遣者」に関する指令案

欧州委員会は、EU外の国籍を持つ「企業内派遣者」の入国滞在条件に関する指令案(COM (2010) 378 final)を2009年7月に提案した。JBCEでは、企業内派遣者の派遣を迅速化、簡素化する制度は、EUの多国籍企業に対する魅力を高めるために重要であると考え。しかしながら、企業内派遣者とその家族の異動を容易にするために、指令案は改善されるべき点があると考えている。JBCEでは、企業内派遣者指令には次の点が含まれるべきであると考え。

- 指令案第16条3項で規定されている経営管理者、専門家のEUへの企業内派遣者としての派遣期間は、現行の指令案の3年ではなく、5年とすべきである。
- 労働滞在許可証を任地国に赴任後に申請することを認めるべきである。
- EU加盟国間の異動の際、新たな赴任国での労働許可証取得を不要とすべきである。
- 配偶者に、許可証本人と同等あるいは同様の権利を入国時に自動的に与え、就労を可能にすべきである。

- 企業内派遣者への同化政策の適用については、任意とすべきである。

3.3.2 長期居住者に関する指令（2003/109/EC）の導入状況

長期居住者のステータスに関する指令の加盟国導入期限が過ぎてから5年経過した。同指令では、欧州委員会に対し2011年1月25日までに、最初の報告をすることを求めている。

- JBCEとしては、欧州委員会の報告書が早期に発表されることを求める。

長期居住者のステータスに関する指令は、イギリス、アイルランド、デンマークには適用されない。イギリスにおける日本人の人口はEU内最大であるが、この指令の恩恵を受けることはできない。

- イギリス政府は是正策を導入すべきである。

3.4 税制

3.4.1 共通連結法人税課税基礎（CCCTB）

日系企業の多くは、統合の進む域内市場において競争力を保つために、販売支援機能や会計機能の集中化のような欧州事業組織の統合と合理化を実施している。

グループ内取引と税制の関係はビジネスにおける意志決定に大きな影響を与える要因である。欧州委員会が2001年10月のコミュニケーションで述べているように、国際的なビジネスを行う企業にとって、EUにおける法人税申告のために、統合されたルールに基づいてグループ全体の連結決算を行うことが可能になることが望ましい。

2011年3月16日にEUの共通連結法人税課税基礎（CCCTB）理事会指令案が提案されたことを歓迎すると共に、早期に採択されることを願う。

JBCEはEUの共通連結法人税課税基礎によって次の事項を実現することを求める。

- 国境を越えたグッドウィル移転の際の課税解消。

欧州における事業再編において、グッドウィル（のれん、営業権）が国境を越えて移転すると、課税が発生する可能性がある。EU市場統合を真に利用するために、営業機能の統廃合などを含む事業再編を行う場合、グッドウィルの国境を越える移転は避けて通れないが、多額の課税が発生する可能性があるため、事業再編における障害となっている。

- 移転価格税制問題の解消。

- 利益と損失の相殺。

3.4.2 合併指令

- 課税繰延の対象拡大

欧州委員会は、2001年10月のコミュニケーションでは、合併指令（90/434/EEC）による課税繰延の対象を不動産移転税に拡大する意図に言及していた。しかしながらこの点は、合併指令改正（2005/19/EC）には含まれていない。

合併指令による課税繰延の対象を、不動産移転税およびその他の無形資産等へ拡大することで、企業は組織再編のコストを減らし、競争力を強化することができる。

JBCEは、EUに対し、合併指令による課税繰延の対象を、不動産移転税およびその他の無形資産等へ拡大することを求める。

- 空会社問題の解消

EUの合併指令（90/434/EEC）は、特定のクロスボーダーの事業再編の際に、法人税の課税繰延を認めている。但し、加盟国によっては、資産と交換に受け取った株式を何年か持ち続けることを求めており、資産をすべて株式と交換し、空の会社になった場合でも、株式を持ち続けるために、会社を維持する必要がある。合併指令では、この持株維持に対する法的根拠を規定していない。

日系企業にとって、空会社の維持費がかかるだけでなく、二重課税のリスクが高まるという問題がある。欧州本店の子会社、支店が支払った税のうち、空の子会社経由の配当に相当する部分は、日本の外国税額控除の対象外になるため、二重課税が発生する。

JBCEとしては、EUおよび加盟国に対し、株式保有維持を廃止することを要望する。

3.4.3 移転価格税制問題

EUによって設立されたジョイント移転価格フォーラムは、EU移転価格文書化（EU TPD）を提案している。EU TPDが実現すると、移転価格税制に対応するための文書化作業を集中かつ合理的に行うことが可能になり、移転価格税制遵守コストを削減することが可能になる。EU TPDは、複数の加盟国で事業を行う企業に恩恵をもたらすだけでなく、共通の文書に対するアクセスを可能にするため、税務当局にとっても恩恵をもたらす。

EU TPDの利用を促すため、EUと加盟国は、EU TPDを誠意を持って作成し、かつ期限内に提出した企業に対しては、文書化義務違反の罰金、利益の更正に伴う罰金、金利などを免除することを約束することを求める。

EU TPDが誠実に作成されたにもかかわらず罰金が課されると、企業は罰金を回避するような価格設定を行うリスクがあり、その結果、単一市場のゆがみにつながるおそれがある。従って、EUと加盟国は、誠実にEU TPDを遵守しようとしている企業と課税を回避しようとしている企業を同様に扱うべきではない。

3.4.4 VAT

日系企業の多くは、統合の進む域内市場において競争力を保つために、欧州事業組織の統合と合理化を実施している。その際に、コスト削減と効率改善のため、VAT申告業務を含む会計機能の集中化が、検討されることは多い。

VAT制度はEU共通の制度であるが、現実には加盟国の裁量が大きいいため、VAT申告業務の集中化は相当な財務リスクにつながる。

VAT申告業務を集中化した場合、集中化された会計要員は各加盟国のVAT制度に対する知識が限定的なことが多く、間違いを犯しやすい。反復的な取引において何らかの間違いを重ねて行った場合、修正すべき金額は短期間に巨額になる可能性がある。さらに罰金が科される可能性もある。このようなリスクを避けるためには、それぞれの加盟国に会計要員を残すか、集中化した会計センターで各国の知識を持つ要員を雇用しなければならない。いずれにせよ、コスト面で集中化の効果は実現されない。

JBCEでは、欧州委員会が「将来のVAT制度 – より簡素化され、強靱で、効率のよいVAT制度」に関するグリーンペーパー（COM(2010) 695 final）で、EUのVAT制度の見直しを開始したことを歓迎する。欧州委員会と加盟国が、近い将来に、より簡素化され、強靱で、効率のよいVAT制度を実現することを強く期待する。

- EUとEU加盟国は、EU各国のVAT申告事務を一カ所に集中させることができる程度まで、制度を簡素化、統一すべきである。

4 対日本政府

4.1 タックスヘイブン税制

JBCEは、2010年4月に施行された、いわゆるタックスヘイブン税制（CFC税制）の改正を歓迎する。タックスヘイブン税制が適用される税率および適用除外の範囲を将来、必要に応じ、見直すべきである。